

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
[国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組]				
10 道徳教育推進事業等の一部	— 〔 605 の内数〕	— 〔 579 の内数〕	—	自他の生命のかけがえのなさ、生命誕生の喜びなどの価値を学ぶために、各学校や地域の実態に応じ、地域の人材や体験活動等をいかした道徳教育を展開する。
11 豊かな体験活動推進事業の一部	— 〔 396 の内数〕	— 〔 470 の内数〕	—	「体験活動推進地域・推進校」等を指定し、他校のモデルとなる体験活動を実施するとともに、命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動についての調査研究を実施する。
12 人権教育開発事業等の一部	— 〔 261 の内数〕	— 〔 242 の内数〕	—	基本的人権尊重の精神を高め、一人ひとりを大切にした教育を推進する観点から、「人権教育総合推進地域」、「人権教育研究指定校」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。
13 家庭教育手帳の作成・配布の一部	— 〔 249 の内数〕	— 〔 213 の内数〕	—	一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育手帳を作成し、乳幼児や小学生等を持つ全国の親に配布する。
厚生労働省	—	—	—	
[重点課題に係る具体的施策]				
[損害回復・経済的支援等への取組]				
1 婦人保護事業費負担金の一部	— 〔 802 の内数〕	— 〔 806 の内数〕	—	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等
2 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部	— 〔 次世代育成支援対策施設整備交付金の内数 16,704 の内数〕	— 〔 14,000 の内数〕	—	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。
3 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の一部	— 〔 360 の内数〕	— 〔 75 の内数〕	—	試行雇用奨励金を活用した就職支援の実施等（母子家庭の母等になった場合）
4 雇用管理相談援助業務	「独法」—	「独法」—	—	事業主の求めに応じ、募集、採用、配置、能力開発等雇用管理全般に関する事項についての相談、技術的援助及び情報の提供を行うことにより、労働者の能力発揮、職場適応の促進等を図り、中小企業等の雇用管理の改善の援助に資する（労働保険特別会計）。
5 個別労働紛争対策事業の一部	— 〔 1,430 の内数〕	— 〔 1,270 の内数〕	—	事業主と個々の労働者との間の個別労働紛争について、個別労働紛争解決制度により、実情に即した迅速かつ適正な解決を支援する。
[精神的・身体的被害の回復・防止への取組]				
6 児童保護費等負担金（入所施設措置費等）の一部	— 〔 71,261 の内数〕	— 〔 72,501 の内数〕	—	児童養護施設等における入所に要する経費
7 婦人保護事業費補助金の一部	— 〔 1,279 の内数〕	— 〔 1,281 の内数〕	—	婦人保護施設における入所に要する経費

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
8 婦人保護事業費負担金の一部（再掲）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	婦人相談所（一時保護所）における保護に要する費用等（再掲）
9 児童自立生活援助事業の一部	—	—	—	自立援助ホームの運営費
10 こころの健康づくり対策事業	—	—	—	
(1)PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策事業の一部	[児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数] 1,775 の内数	[児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数] 1,783 の内数	—	地域の医療関係者等に対し、こころの健康づくり対策事業としてPTSD対策専門研修会（犯罪被害者対策を含む。）を実施。
(2)思春期精神保健対策事業の一部	[16 の内数]	[15 の内数]	—	医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象とした思春期精神保健の専門家養成研修を実施。
11 高次脳機能障害支援普及事業の一部（都道府県実施分） 〔17年度までは「高次脳機能障害支援モデル事業」〕	[74 の内数]	[地域生活支援事業 20,000 の内数]	—	高次脳機能障害者への支援拠点機関を設置し、相談支援体制を整備する。 〔18年度から地域生活支援事業のメニュー事業として実施予定〕
12 高次脳機能障害支援普及事業の一部（国立身体障害者リハビリテーションセンター実施分） 〔17年度までは「高次脳機能障害支援モデル事業」〕	[27 の内数]	[17 の内数]	—	「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、地方の拠点機関との連携を図り、「連絡協議会の開催」、「研修事業を含む普及啓発活動」を行うとともに、平成15年度に開発した支援プログラム等について、事例の積み上げによる検証を行い、更に有効性のあるものに改正していく。 〔(組織) 国立更生援護機関に計上〕
新13 保健医療サービス及び福祉サービスの一部	0	[— 6 の内数]	—	発達障害や児童虐待などの子どものこころの診療に携わることのできる小児科や精神科医の養成プログラムの作成検討と普及を図る。
14 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部	—	—	—	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。
15 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究	[次世代育成支援対策施設整備交付金の内数] 16,704 の内数	[14,000 の内数]	—	犯罪被害により精神的な被害を受けた者が適正な治療や回復手段を得られるようするための調査・研究を行う。（3年計画の2年目）
16 夜間対応等の体制整備の一部	—	—	—	夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。
17 虐待対応のための協力医療機関の充実の一部	[児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数] 1,775 の内数	[児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数] 1,783 の内数	—	児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。
18 専門里親の一部	—	—	—	専門里親への委託に要する費用
	[児童保護費等負担金（入所施設措置費等）の内数] 71,261 の内数	[児童保護費等負担金（入所施設措置費等）の内数] 72,501 の内数	—	

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
19 里親支援事業の一部	— 〔児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,775 の内数〕	— 〔児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数〕	—	里親養育相談や里親養育援助等に要する費用
新20 里親委託推進事業(仮称) の一部	— 〔児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,775 の内数〕	— 〔児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,783 の内数〕	—	里親委託推進員の児童相談所等への配置に要する費用
21 個別対応できる一時保護所の環境改善の一部	— 〔次世代育成支援対策施設整備交付金の内数 16,704 の内数〕	— 〔14,000 の内数〕	—	虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。
22 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備の一部	— 〔児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,775 の内数〕	— 〔1,783 の内数〕	—	婦人相談所と関係機関等との連絡会議等の開催による連携強化
23 婦人相談所等の職員への専門研修の実施の一部	— 〔児童虐待・DV 対策等総合支援事業の対象事業の内数 1,775 の内数〕	— 〔1,783 の内数〕	—	婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施
[支援等のための体制整備への取組]				
24 虐待・思春期問題情報研修センター事業費の一部	— 〔191 の内数〕	— 〔188 の内数〕	—	児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るために研修の充実を図る。(厚生保険特別会計)
[国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組]				
25 児童虐待防止推進フォーラム開催等広報啓発経費の一部	0 〔18 の内数〕	— 〔18 の内数〕	—	児童虐待の現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。
国土交通省	6,164	5,968	△196	
【重点課題に係る具体的施策】				
[損害回復・経済支援等への取組]				
1 自動車事故相談及び示談あっ旋事業に要する経費の一部補助	575	580	5	財団法人日弁連交通事故相談センターが行う自動車事故の損害賠償問題に関する無償による法律相談及び示談のあっ旋事業に要する経費の一部を補助する。 (自動車損害賠償保障事業特別会計)
2 「紛争処理機関」による紛争処理業務に要する経費の一部補助	130	140	10	財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構が行う自賠責の保険金等の支払いに関する紛争処理業務に要する経費の一部を補助する。 (自動車損害賠償保障事業特別会計)
3 政府保障事業による保障金の支給	5,459	5,247	△212	ひき逃げ等による事故の被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害のてん補を行う。 (自動車損害賠償保障事業特別会計)

施策・事業	平成17年度 当初予算額	平成18年度 当初予算額	対前年度 増△減額	施策・事業の概要
[精神的・身体的被害の回復・防止への取組]				
新4 司法解剖後の遺体搬送費 の一部負担	0	1	1	司法解剖後の遺体の搬送について、遺族等の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送費用の一部を負担する。
新5 司法解剖後の遺体修復に 要する経費の負担	0	1	1	被害者の遺族が身近な人を亡くした精神的打撃に加え、司法解剖による遺体の損傷による精神的被害などの二次的被害を防止するため、解剖による切開痕等を目立たないようにする最低限の措置を行う費用を負担する。
[刑事手続への関与拡充への取組]				
新6 犯罪被害者等のための リーフレットの作成・配 布	0	1	1	刑事手続や法的救済措置等の概要、被害者等に役立つ関係機関・団体等の連絡先等の被害者等に必要な情報を早期かつ包括的に提供するためのリーフレットを作成し、被害者等に配布する。

(注1) 施策・事業のうち、新規に要求する施策については、「新」と表示している。

(注2) 犯罪被害者等施策関係分の予算額が特掲できないものについては、「-」と表示している。内数表示分は、総額に計上していない。

(注3) 単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と合致しないものがある。0より大きい数値で、四捨五入により「0」となるものについては、「1」と表示している。